

NO	質 問	又村先生からの回答
1	<p>私は熊谷市に住む重度の知的障害の妹を持つ 20 代です。</p> <p>私は、18 歳未満の「きょうだい児」は直接介護していなくても世話をしたり我慢しているので「ヤングケアラー」という枠の中に「きょうだい」が存在すると思います。又村先生が、「きょうだい」と「ヤングケアラー」を分けている理由について聞きたいです。</p>	<p>障害の有無に関わらず、兄弟姉妹の関係で誰かが一定の我慢などを求められる場面はありうることから、又村としては「ヤングケアラー」を「不当に過重な介護等の負担を継続的に求められている児童」と定義して「きょうだい」とは分けてお話しています。</p> <p>ただし、ご指摘の「我慢」が、社会通念上の受忍限度を超え、かつ継続的である場合には、ヤングケアラーという位置付けになるかどうかはさておき、たとえば児童虐待防止法でいう「ネグレクト」に当たるのかも含め、社会的な課題ではあると思います。</p>
2	<p>又村先生の講演を聞き、ケアラー、ヤングケアラーという言葉や、状況を知りました。</p> <p>聞いていてわからなかった事があり、先生にお聞きしたい事があります。</p> <p>兄弟に障害がありますが、兄弟仲がよく、積極的に手伝いをする場合は、ヤングケアラーに当たるのでしょうか。</p> <p>また、虐待と同じで親が行政や、周りに隠している場合もあると思うのですが、その場合自主的にヤングケアラーが、相談するという事は状況的にも難しいと思います。そういう場合にはどのような手段をこの条例で示しているのでしょうか。</p>	<p>ご指摘の状況が「ヤングケアラー」に当たるかどうかは、個別の状況によるかと思いますが、基本的には、「きょうだい」であることにポジティブであることを背景として手伝うこと自体は「ヤングケアラー」には当たらないと考えますが、それが行き過ぎて学業などに悪い影響が出てくるとすれば、状態は同じだとしても「ヤングケアラー」に当たる可能性が高くなります。</p> <p>基本的に「ヤングケアラー」の問題は学齢期に生じやすいと思われます。できるだけ教育分野での気づき（教員による気づき）と、たとえば担任からの声かけといったサポートが重要と思います。</p>

NO	質 問	又村先生からの回答
3	<p>こんにちは。大変わかりやすく聞かせていただきました。</p> <p>我が家には障害を持つ子と、兄弟がおります。ヤングケアラー調査結果が、30%?とおっしゃっていましたが、実際には障害がある子どもがいる家庭で育つ兄弟は100%ヤングケアラーだと思います。</p> <p>行政に色々話をしても、結局解決するようなことではありません。毎日の生活のことです。兄弟の助けが少しの負担か、大きな負担かは各家庭により違いはあると思いますが、それがなければ生活は成り立ちません。</p> <p>実際兄弟をヤングケアラーにしないために、私が必要だと思うものは、手当てです。兄弟の送迎ができない場合、勉強面では塾でなく、家庭教師を雇います。1日シッターを雇えば施設を利用せずとも、兄弟との時間を作れますし、自分の疲労解消にも繋がります。</p> <p>スウェーデンでは、重度の障害がある子どもを家庭で育児する場合月35万支給されます。そこまでは難しくても東京では、月10万支給されていますよね?</p> <p>埼玉県ケアラーヤングケアラー条例の中に現金支給も含まれているか聞きたいです。</p>	<p>「ヤングケアラー」の課題を障害児のきょうだい側からみるとご指摘の手当も1つのポイントになると思いますが、一義的には障害児がきょうだいであっても、きょうだい児が著しく不利益になることなく日ごろの生活を送ることができるようになることが重要です。</p> <p>従って、きょうだい児のための手当というよりは、障害のある本人がヘルパーや短期入所などを利用することで、親御さんがきょうだい児へ時間を割くことができるような取組みが望まれます。そのために相談支援事業所（基幹相談支援センター）がありますので、ぜひ活用してください。</p> <p>（埼玉県の回答）</p> <p>埼玉県ケアラー支援条例は、基本理念を定め、県の責務並びに県民、事業者及び関係機関の役割を明らかにしてケアラーの支援に関する施策の基本となる事項を定めることが中心となっておりますので、現金支給は定められていません。</p> <p>障害児が暮らす家庭の経済的支援については、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、在宅重度心身障害者手当などの制度があります。詳しくは市役所にお問合せください。</p>

NO	質 問	又村先生からの回答
4	<p>ヤングケアラー支援として、地域に住むきょうだい児が集まって過ごせる居場所があったら良いと思います。ぜひ熊谷市、行政の力で実現してほしいと思います。</p> <p>どうでしょうか?熊谷市の場合「第1中央生涯活動センター基本構想・基本計画（案）」の第1中央生涯活動センター内に常設してほしいのです。</p>	<p>これはとても良い提案と思います。</p> <p>障害のある人への支援においても、同じ立場の人だから気兼ねなく話することができる環境を重視した「ピアサポート」という考え方があります。それと同じですね。</p> <p>(熊谷市の回答)</p> <p>(仮称)第1中央生涯活動センターは、誰もが使いたい、使いやすい施設をコンセプトとし、世代や分野を越えた様々な人が「集まり」「出会う」交流拠点となる施設を整備し、市民の活躍の場を創出するものです。</p> <p>計画の機能の他に、特定の方のための専用スペースを常設することは想定していませんが、「多世代交流スペース」などを活用していただき、多分野・多世代の交流と市民活動等の相乗効果の実現を目指しております。</p>
5	<p>こんにちは！</p> <p>ヤングケアラーのお話し、とても心に響いています。</p> <p>「わたし自身も20歳の時に母が難病で寝たきりになり3年ほど介護し、その後は祖父の介護を経験しました。その当時、大学生だった自分は卒業に5年半かかりました。</p> <p>あおいさんが仰るように、少年期と比べて社会的な接点が多くある時期だったので、なぜ自分が介護するのか、と疑問に思うことがありました。</p> <p>「仮に10歳だったら、当たり前のように疑問を持たずにやって介護をしていたんだろうな」と思うと、今ヤングケアラーの子供たちに支援の手が差し伸べられることを心から望みます。</p> <p>20代の介護者は就職などに大きな影響を与えると実感しています。どんな世代も介護者に対しての支援が必要だし、とにかく制度や情報を手に届く場所にあることが大切ですね。</p>	<p>はい。そう思います。</p> <p>「ヤングケアラー」の問題は学齢期に生じやすいと思われます。できるだけ教育分野での気づき(児童生徒自身が気づくことができる環境整備)にも期待したいですね。</p>